

青森県報

第三千五百十二号

平成二十四年
三月十二日
(月曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四

公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……五

選挙管理委員会……………(事務局) ……六

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……六

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……七

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) ……七

告 示

示

青森県告示第百九十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。)(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分		居宅介護事業所 所在地	変 更 年 月 日
				名 称	主たる事務 所の所在地		
社会福祉 法人桃仁 会	日本健康 開発株式 会社	弘前市大 字八幡町三 丁目一の 一	弘前市大 字八幡町三 丁目一の 一	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	弘前市大 字八幡町三 丁目一の 一	平成 三・二・ 一
弘前市大 字城東中 央四丁 目一の 四	城東市大 字城東中 央四丁 目一の 四	訪問看 護	城東市大 字城東中 央四丁 目一の 四	居宅介護 事業の種 類	居宅介護 事業所	弘前市大 字城東中 央四丁 目一の 四	三・一〇・ 一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 善世会	"	株式会社 スライヴ	"	株式会社 バリュウ	科北有 斗限会 医理社						
弘前市大字 五代字三 の沢一五	"	黒石市大字 黒石十三 森八四の 二九	"	弘前市大字 弘前一六 新前一七 の新一七	弘前市大 字一八 在府町一						
訪問介護	訪問看護	福祉用具 貸与	"	"	訪問介護						
ヨスヘル ンテール 山高館	訪問看護 す	株式会社 スライヴ	"	ヨスヘル ンテール のほ	北斗 山ヨス ヘル						
弘前市大字 五代字三 の沢一五	黒石市大字 境松村一 一五	黒石市大字 黒石十三 森八四の 二九	黒石市大字 境松村一 一五	弘前市大字 官町四 代官町五 ル二階木 ビ官町村	弘前市大 字四の 目二二の 桜ヶ丘二 目二二の						
三三〇・一六	"	三三〇・一五	"	三三〇・九一	三三〇・七一						

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
特定非常 生活法 利用住宅 活	"	三和工業 株式会社	"	"	"				
上北郡大 字六ノ内 所村六泊 一六の二	"	弘前市大 字五開 小沢五の 四五の六	"	"	"				
"	訪問介護	訪問看護	"	福祉用具 貸与	訪問看護				
在宅生活 ンテール ヨスヘル ンテール シ	"	サンワ訪 問センター	"	高館山福 祉用具サ ハ	訪問看護 ンテール 山高館シ				
上北郡大 字六泊ケ の焼山二 二五	上北郡大 字六尾ケ 所村九ノ 駿七家ノ 一の進住 一の宅	弘前市大 字一開 小沢五の 二五	弘前市大 字一開 清三丁 一五	弘前市大 字四の 八田町四 和	弘前市大 字五の 弘前市大 字五				
三三〇・九一	"	三三〇・一	"	"	"				

青森県告示第百九十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分
		株式会社 バリュール		有限会社 北斗医理科		社会福祉 法人桃仁会		介 護 予 防 事 業 者 名 称
		弘前市 新町一六七		弘前市 在府町一八		弘前市 城東中央 丁目一の四		主たる事務 所の所在地
		"		介護予防 訪問介護		介護予防 訪問看護		介 護 予 防 事 業 所 類 業 種
		ヘルパー アシスタント のほほ		北斗 ヘルパー センター		東部 訪問 看護 センター		名 称
弘前市 文京町一八	弘前市 紺屋町六三	弘前市 紺屋町六三	弘前市 代官町四五 ビル二階	弘前市 桜ヶ丘二 丁目二の四	弘前市 富野町三 の四	弘前市 城東中央 丁目一の四	弘前市 城東中央 丁目一の四	所 在 地
三 ・ 九 ・ 一		"		三 ・ 七 ・ 一		平 成 二 〇 ・ 一		変 更 年 月 日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
特定 生活 営	利 活 宅		"	三和 工業 株式 会社		"		"		株式 会社 善世	
上 北 郡 六 ヶ 泊	所 北 郡 六 ヶ 泊		"	弘前市 小沢 五 ヶ 字 大 開		"		"		弘前市 五 ヶ 字 三 郎 三 弟	
		介護 訪問 介護		介護 訪問 看護		介護 訪問 用具		介護 訪問 看護		"	
在宅 生活	ヘルパー アシスタント		"	サン ワーク センター 訪問		高 山 福祉 用具 社		山 ヨ ン テ ン 高 山 訪 問 看 護		山 ヨ ン テ ン 高 山 訪 問 看 護	
上 北 郡 六 ヶ 泊	所 北 郡 八 ヶ 五 ヶ 泊	弘前市 清水 三 丁 目	弘前市 小沢 五 ヶ 字 大 開	弘前市 清水 三 丁 目	弘前市 小沢 五 ヶ 字 大 開	弘前市 五代 三 郎 三 弟	弘前市 八 田 町 四 の 一	弘前市 五代 三 郎 三 弟	弘前市 五代 三 郎 三 弟	弘前市 五代 三 郎 三 弟	弘前市 五代 三 郎 三 弟
三 ・ 九 ・ 一		"		三 ・ 一 〇 ・ 一		"		"		"	三 ・ 一 〇 ・ 一 六

青森県告示第百九十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分		変更年月日
						名称	主たる事務所所在地	
株式会社善世会	平成三〇・一六							
弘前市大字五三の五	三〇・九一							
居宅介護支援事業所 高館山温泉	三〇・七一							
弘前市大字五代字沼田一三の五	弘前市大字五代字沼田八の一	弘前市大字文京町一八の二	弘前市大字紺屋町六三	弘前市大字紺屋町六三	弘前市大字紺屋町六三	弘前市大字紺屋町六三	弘前市大字紺屋町六三	三〇・七一
株式会社青森アライフ青森	平成三〇・四一							
青森市卸町三の五	平成三〇・四一							
株式会社青森アライフ青森	平成三〇・四一							
弘前市大字一番町八	平成三〇・四一							
弘前市大字神田二丁目六の一	平成三〇・四一							

青森県告示第百九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前
三和工業株式会社	三和工業株式会社
弘前市大字小沢五の五六	弘前市大字小沢五の五六
サンワ訪問ステーション	サンワ訪問ステーション
弘前市大字清水三丁目一の一五	弘前市大字小沢二五の二二
三〇・一六	三〇・一六

青森県告示第百二十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所所在地	
株式会社善世会	株式会社善世会	株式会社善世会	株式会社善世会	平成三〇・一六
弘前市大字五三〇の五〇	弘前市大字五三〇の五〇	弘前市大字五三〇の五〇	弘前市大字五三〇の五〇	平成三〇・一六
高館山福祉用具サービス	高館山福祉用具サービス	高館山福祉用具サービス	高館山福祉用具サービス	平成三〇・一六
弘前市大字五三〇の五〇	弘前市大字五三〇の五〇	弘前市大字五三〇の五〇	弘前市大字五三〇の五〇	平成三〇・一六

機関から特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		名 称	主たる事務所所在地	名 称	所在地	変更年月日
		特定介護予防福祉用具販売事業者	特定介護予防福祉用具販売事業者					
株式会社善世会	株式会社善世会	弘前市大字五〇三〇の五〇	弘前市大字和田町四の八	高館山福祉用具サービス	弘前市大字五五字沼田一三の五	平成三〇・二六		

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十四年三月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
青森市富田二丁目一六〇の二の二部、九の二の二の二部（南側）	学校用地	六、五三八
青森市富田二丁目一六〇の二の二部、九の二の二の二部（北側）	学校用地	九、八三〇

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所
一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課
東京都千代田区丸の内二丁目一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十四年五月十四日 午前九時から
平成二十四年五月二十一日 午後五時まで（必着）
土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎議会議棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十四年六月四日 午前十一時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大津刷新の会	浄法寺 守政	浄法寺ナナ子	三沢市大津三の二七の八	平成二四・三・三
船橋健人後援会	船橋 健人	船橋 正昭	東津軽郡平内町大字清水川字大川添番外一の一	二四・二・二七

青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に

より告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党青森第一総支部	会計責任者	渡部 伸広	柴田 久子	平成二四・二・二七
公明党青森第一総支部	会計責任者	春日 洋子	長根 時男	二四・二・二七

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
鳥谷部正行後援会（正友会）	代表者	和田 友明	田中 与七郎	二四・二・三
森三郎後援会	主たる事務所の所在地	三沢市中央町二の九の一	三沢市中央町二の四の一〇	二四・二・三
山田清彦後援会	代表者	盛田 尚志	三上 文彦	二四・二・三
山口孝夫後援会	代表者	佐藤 幸孝	川嶋 桂貳	二四・二・二七
渡部伸広後援会	主たる事務所の所在地	青森市大字羽白二〇	青森市大字羽白二九	二四・二・二七
長内良蔵後援会	会計責任者	渡部 美由希	渡部 美津雄	二四・二・二七
	会計責任者	長内 峰広	佐々木 千賀志	二四・二・三

外崎栄後援会	代表者	外崎 勝也	米谷 定造	二四・二七
全日本不動産政治連盟青森県本部	代表者	原 勝博	下山 政栄	二四・二〇
倉内清一後援会	代表者	倉内 清一	木村 春雄	二四・二九

青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
がんばれ小坂一秋・階上住民の会	平成三・二五	平成四・二一
藤田昭後援会	三・二・三	二四・二九
小笠原義弘後援会	三・一〇・一	二四・二〇
東谷良久後援会	三・二・二〇	二四・二三
成田裕一後援会	二四・二・一〇	二四・二三
菊池健治後援会	三・八・三	二四・二四
むつ政経研究会	三・八・三	二四・二四
外崎栄後援会	三・二・三	二四・二七

田中正樹後援会	三・二・一五	二四・二三
奈良岡かつや後援会	三・六・二〇	二四・二九

青森県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	異動事項	届出年月日
村中 徹也（むつ市議会議員）	村中てつや後援会	新	平成二・二〇
	公職の種類	旧	
	むつ市議会議員	県議会議員	

青森県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年三月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名（公職の種類）	資金管理団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小坂一秋（階上町議会議員）	がんばれ小坂一秋・階上住民の会	小坂 一秋	三戸郡階上町大字角柄折字志民久保一四の三六	平成二・二一

菊池 健治 (県議会議員)	成田 裕一 (大鰐町議会議員)
むつ政経研究会	成田裕一後援会
菊池 健治	成田 裕一
むつ市大字田名部字 下道四	南津軽郡大鰐町大字 大鰐字前田八三の七
二四・二四	二四・二三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭